

## 在職老齢年金制度の見直し等（令和4年4月から）

### 在職老齢年金の支給停止基準の緩和

在職老齢年金制度は、就労し、賃金と年金の合計額が一定以上になる60歳以上の老齢厚生年金受給者を対象として、全部または一部の年金支給を停止する仕組みです。

60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度（低在老）について、年金の支給が停止される基準が現行の賃金と年金月額合計額28万円から47万円に緩和され、賃金と年金月額の合計額が28万円から47万円の方は年金額を支給停止がされなくなります。

この制度改正は、令和4年4月から適用されます。なお、65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）については、現行の基準は47万円となっており、変更はされません。

### 在職定時改定

在職定時改定は、65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額を毎年10月に改定し、それまでに納めた保険料を年金額に反映する制度です。これまでは、退職等により厚生年金被保険者の資格を喪失するまでは、老齢厚生年金の額は改定されませんでした。在職定時改定の導入により、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実が図られます。

この制度改正は、令和4年4月から適用されます。

### 受給開始時期の選択肢の拡大

公的年金は、原則として、65歳から受け取ることができますが、現行制度では、希望すれば60歳から70歳の間で自由に受給開始時期を選ぶことが出来ます。

- ・ 65歳より早く受け取り始めた場合（繰上げ受給）には減額（最大30%減額）した年金を
- ・ 65歳より遅く受け取り始めた場合（繰下げ受給）には増額（最大42%増額）した年金をそれぞれ生涯を通じて受け取ることができます。

高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、今回の改正で、繰下げ制度について、より柔軟で使いやすいものとするための見直しを行います。

現行制度では、60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始時期について、その上限を75歳に引き上げます。繰下げ増額率は1月あたり、プラス0.7%（最大プラス84%）となります。

この制度改正は、令和4年4月から適用され、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方（昭和27年4月2日以降に生まれた方）が対象です。なお、現在65歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行いません。

### 確定拠出年金（DC）制度の改正（一部）

確定拠出年金（DC）制度は、基礎年金や厚生年金などの公的年金制度に上乗せして、拠出された掛金とその運用収益との合計額をもとに、将来の給付額が決定する年金制度です。掛金を事業主が拠出する企業型DCと、加入者自身が拠出する個人型DC（iDeCo・・・キリン通信900号参照）があります。

今回の改正は、公的年金制度改正にあわせて、高齢期の就労が拡大する中で長期化する高齢期の経済基盤を充実できるよう、また、中小企業を含むより多くの企業や個人が制度を活用して老後所得を確保することができるよう、以下の改正を行います。

- ・ 2022年4月から、DCの受給開始時期の選択肢を拡大します。
- ・ 2022年5月から、DCに加入することができる年齢を引き上げます。
- ・ 2022年10月から、企業型DCに加入している方がiDeCoに加入しやすくなります。

現在、企業型DCに加入している方がiDeCoに加入するには、各企業の労使の合意が必要ですが、これが不要となり、原則加入できるようになります。